

令和4年度

小竹こども園 募集要項



小竹町



## も く じ

### 令和4年度『小竹こども園』園児募集について

- 募集定員と入園児の年齢 . . . P 1
- 教育保育の目標、教育・保育時間 . . . P 2
- 休園日、利用者負担額、一時預かり、給食 . . . P 3
- 通園バス、小竹町地域子育て支援センター  
お問い合わせ先 . . . P 4

### 申込み手続き

- 申込みの流れ . . . P 5
- 必要な書類 . . . P 6
- 教育時間（1号認定）、一時預かり事業(1号認定)  
教育・保育時間（2号・3号認定）  
延長保育（2号・3号認定） . . . P 7
- その他の費用  
給食費の免除について（1号・2号認定） . . . P 8
- 利用者負担額について（3認定） . . . P 9

【この入園のしおりで用いる年齢は、令和4年4月1日時点の満年齢です。】

## 令和4年度『小竹こども園』園児募集について

令和4年度小竹こども園の園児を募集します。

募集期間は、令和3年12月1日（水）～令和3年12月28日（火）です。

～小竹こども園は、幼保連携型認定こども園です～

・小学校就学前の子どもに幼児教育・保育を提供します。

0歳児から小学校就学前の子どもが、同じ環境の下で、一貫した教育・保育を受けられます。

**募集定員 180人**（各認定区分ごとに定員があります。）

年齢	生年月日	認定	定員内訳
5歳児	平成28年4月2日～平成29年4月1日	1号 ・ 2号	1号：45人 2号：80人
4歳児	平成29年4月2日～平成30年4月1日		
3歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日		
2歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日	3号	46人
1歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日		
0歳児	令和3年4月2日～概ね生後6ヶ月経過の乳児		
			9人

小竹こども園を利用する場合は、お子さんの年齢・保育の希望の有無により、1号・2号・3号の認定区分があります。

認定区分

認定区分	認定区分の対象	認定区分の内容
1号	満3歳以上	教育標準時間
2号	満3歳以上 保育を希望	保育標準時間・保育短時間
3号	満3歳未満 保育を希望	

※児童が満3歳になり3号認定から2号認定へ変わる際は、町で認定の変更を行います。

ただし、保育の有無により2号認定から1号認定へ、1号認定から2号認定への変更を希望される場合は、保護者からの手続きが必要となります。

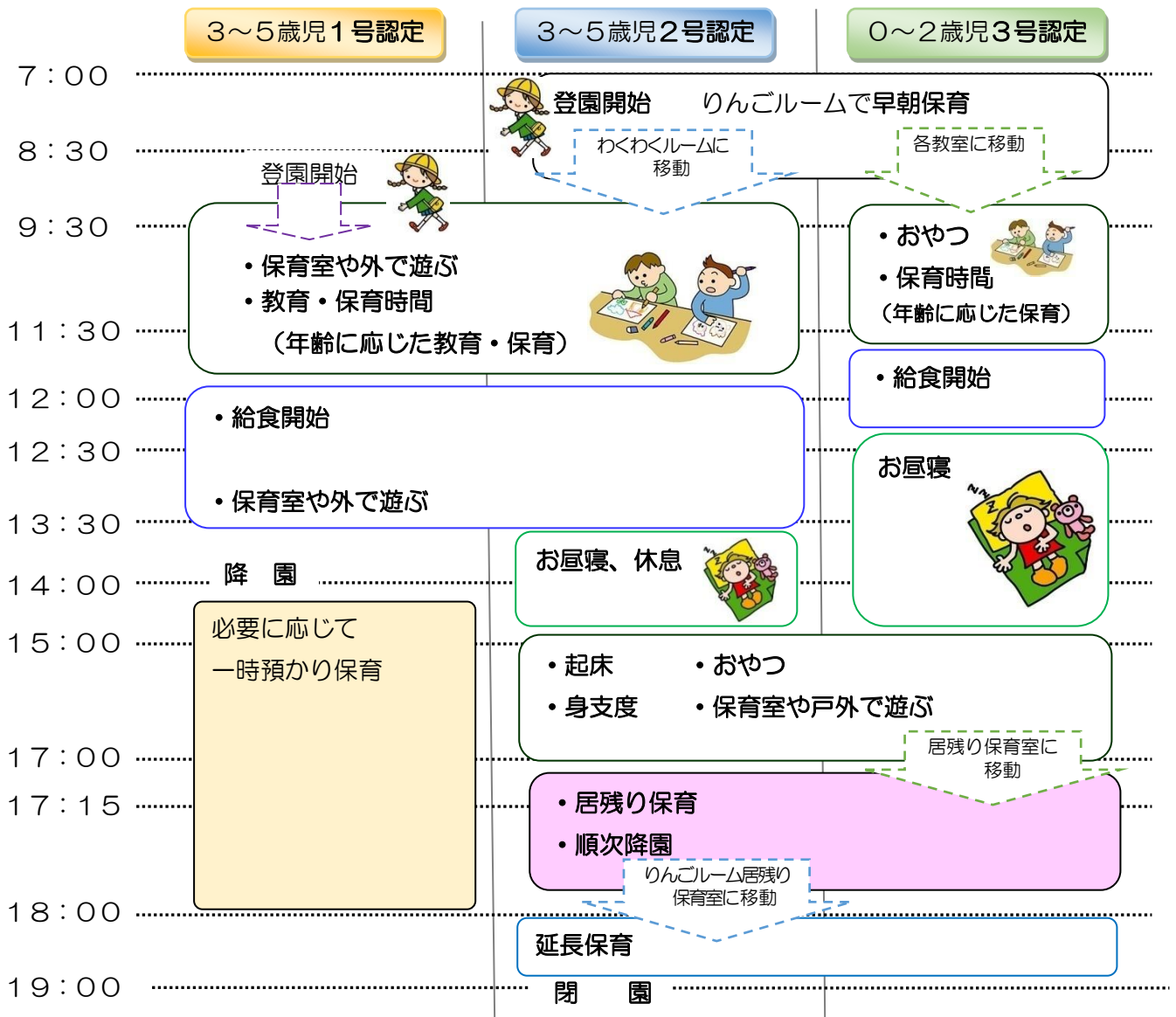
※保育を希望する場合は、「保育を必要とする理由」に該当することが必要です。

# 1 教育保育の目標

- 基本的な生活習慣と自立する力を培い、健康な心と体を育てる。
- いろいろな体験を通して、豊かな感性と創造性を育てる。
- さまざまな人とのかかわりのなかで、信頼と思いやる気持ちを育てる。
- 経験したことや考えたことを言葉で表現し、相手の話を聞く力を育てる。
- 身近な環境にかかわり、興味や関心を持ち、豊かな心情や思考力の芽生えを育てる。

# 2 教育・保育時間 (イメージ図)

3・4・5歳児は、わくわくルーム、  
0・1・2歳児は、りんごルームで過ごします。



### 3 休園日

日曜日、祝日、振替休日

1号認定の場合は、上記のほか、土曜日、春休み等についても休園になります。  
ご協力をお願いします。

### 4 利用者負担額

- ・1号・2号認定児は無償  
(ただし、2号認定については満3歳になった年度の翌年度から無償)
- ・3号認定児は児童の属する世帯の所得額に応じて金額が設定されます。  
詳しくは、9ページをご覧ください。

### 5 一時預かり（幼稚園型：在園児対象）

保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育、育児疲れ解消、急病や入院等に伴う一時的な保育など需要に応じた保育サービスを提供します。詳しくは、7ページをご覧ください。

### 6 給食

全園児に給食を実施します。年2回の愛情弁当の日は、お弁当の準備をお願いします。

<0～2歳児> 園内の調理室で調理を行います。

おやつは午前と午後の2回です。

<3～5歳児> 月曜日から金曜日までは学校給食共同調理場(給食センター)で調理を行います。

2号認定児が登園する土曜日、春休み等は園内の調理室で調理を行い提供します。

2号認定児のおやつは午後1回です。

<給食費>

- ・1号認定の給食費は、月額3,200円(8月を除き毎月徴収します。)
- ・2号認定の給食費は、月額4,500円(毎月徴収します。)
- ・3号認定児の給食費は利用者負担額に含まれています。

ただし、児童の属する世帯の所得額に応じて免除される場合があります。詳しくは、8ページをご覧ください。

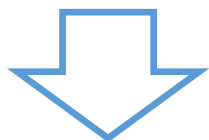


## 申込み手続き

### 申込みの流れ

- ① 令和3年12月 1日(水)  
↓  
令和3年12月28日(火)  
(土日を除く)

【入園申し込み期間】



#### ●必要なもの

- 子どものための教育・保育給付認定申請書兼入園申込書  
※児童1人につき1枚
- 印鑑
- 保護者及び児童のマイナンバーが確認できる書類
- 保護者の本人確認書類（運転免許証等）

※小竹町役場福祉課に提出して下さい。申請書は小竹町役場福祉課及び小竹こども園に準備しています。小竹町のホームページからダウンロードもできます。

※小竹こども園に在園している園児のきょうだい児の申し込みについては、小竹こども園に提出することができます。

- ② 令和4年1月中  
【入園選考】

入園決定

入園保留



1月末までに結果を通知します。

- 入園決定となった場合「利用決定通知書」
- 入園保留となった場合「保育利用保留通知書」

※3号認定児には、「利用者負担（保育料）決定通知書」も併せて送付します。

- ③ 令和4年2月26日(土)  
【入園説明会】  
用品販売、面接

※1・2号認定児のうち、給食費免除対象児童保護者には、「副食費徴収免除のお知らせ」を送付します。



- ④ 令和4年4月1日(金)  
【入園式】

※年度途中の入園を希望される場合、入園希望月の前月15日（15日が土日祝日の場合は、その直前の平日）までに必要書類等を小竹町役場福祉課へ提出ください。



## 必要な書類（全員）

子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 入園申込書

## 保育を希望する場合に必要な書類（2号・3号認定申請）

保育を必要とする理由	証明する書類
<b>[就 労]</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅外で仕事をしている（月48時間以上の勤務）</li> <li>・自宅内でお子さんと離れて日常の家事以外の仕事をしている</li> </ul>	○就労証明書・・・勤務先等で証明 ※自営業、農業の場合も含む
<b>[妊娠、出産]</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠中または産後である                （認定期間は出産予定日6週間前から出産後8週間を経過する日の翌日が属する月末まで）</li> </ul>	○母子健康手帳（写）
<b>[育児休業取得中の継続利用]</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である</li> </ul>	○就労証明書 ○母子健康手帳（写）
<b>[求職活動（起業準備含む）]</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・求職活動（起業準備を含む）をしている                （両親ともに求職活動の場合は、保育を必要とする理由として認められません。また、認定期間は、認定日から90日目となる日が属する月末まで）</li> </ul>	○求職活動支援機関等利用証明書 ○求職中を証明する書類 （ハローワーク（写）等）
<b>[就 学]</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就学している（職業訓練校等における職業訓練を含む）</li> </ul>	○在学証明書など
<b>[保護者の疾病・障がい]</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者が病気または障がいがある</li> </ul>	○診断書（役場指定の様式）
<b>[親族の介護・看護]</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同居または長期入院などしている親族の介護・看護をしている</li> </ul>	○診断書（役場指定の様式）
<b>[災害復旧]</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている</li> </ul>	○罹災証明書など
<b>[虐待やDVのおそれがあること]</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待やDVのおそれがある</li> </ul>	○入園に関する申立書
そのほか、上記に類する状態として町長が認める場合	

保育を必要とする理由によっては、次のいずれかに区分されます。

保育の必要量の区分	基準となる就労などの時間
保育標準時間（最長11時間まで）	1か月当たりの就労などの時間が120時間以上の場合
保育短時間（最長8時間まで）	1か月当たりの就労などの時間が48時間以上120時間未満の場合

○保育を必要とする理由が「疾病・障害」や「介護・看護」、「就学」の場合、保護者からの申立書により確認し「標準」または「短時間」を決定します。

○保育を必要とする理由が「求職活動」や「育児休業」、「その他」の場合、原則として「短時間」となります。



## 教育時間（1号認定）

3歳、4歳、5歳は、9時00分～14時00分までです。

## 一時預かり事業（1号認定）

教育時間以外に保育の利用が必要な場合は、一時預かり事業を行っています。

利用時間、利用料金については、下の表をご覧ください。

登園日	利用時間	利用日数	利用料金
平日	14:00～18:00	月25日以内	1時間 200円
春休み等	8:30～18:00	夏季(7/21～8/31) 6日以内まで 冬季(12/25～翌1/7) 3日以内まで 学年末・学年始 (3/25～4/5) 3日以内まで	

### 【新2号認定について】

保護者の就労等により、1号認定児の保育の必要性が認められる場合は、別途申請手続きにより新2号区分の認定を行います。新2号認定を受けた児童が一時預かりを利用した場合には、月額11,300円（日額上限450円）までの利用料が無償となります。

## 教育・保育時間（2号・3号認定）

0歳（生後6か月すぎ）～5歳

保育標準時間 8時30分～18時00分

保育短時間 8時30分～16時30分

※就労等の都合により早朝からの保育が必要な児童に対し、7時から保育を行っています。

## 延長保育（2号・3号認定）

短時間児は16時30分から、標準時間児は18時から19時までの保育は延長保育として実施します。

申請書の提出と下記の利用料が必要となります。

利用料金 1時間 200円

## その他の費用

### (共 通)

月 1,020円×12か月	12,240円
(内 訳) みつば会費(保護者会費) 280円	
絵本代 440円	
クラス費(アルバム代・プレゼント代) 300円	

### (1号・2号認定児のみ)

体操半袖シャツ・体操パンツ・長袖トレシャツ	6,000円程度
カラー帽子・ナイロン通園バッグ	1,410円
観劇代(実施日)	500円程度

※上記金額については、変更になる場合があります。

## 給食費の免除について(1号・2号認定)

次のいずれかに該当する世帯は、給食費が免除となります。

### ①世帯の市町村民税割課税額による免除

- ・1号認定児の場合 市町村民税所得割課税額が77,101円未満
- ・2号認定児の場合 市町村民税所得割課税額が57,700円未満

### ②多子免除

- ・市町村民税にかかわらず、世帯の小学校3年生以下の範囲において、最年長のお子さんから3人目以降は0円となります。

## 利用者負担額について（3号認定）

### 3号認定〔こども園（保育標準時間・保育短時間）〕

（単位:円）

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
階層	区分（税額）	保育標準時間認定	保育短時間認定
第1	生活保護法による被保護世帯等	0	0
第2	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	0	0
第3	第1階層及び第2階層を除き、当該年度分の市町村民税の所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	16,500 (7,600)	16,400 (7,600)
第4A	48,600円未満	21,000 (7,600)	20,700 (7,600)
第4B-1	48,600円以上 72,800円未満	25,500 (7,600)	25,100 (7,600)
第4B-2	72,800円以上 77,101円未満	25,500	25,100
第5A	77,101円以上 97,000円未満	31,600	31,200
第5B	97,000円以上 133,000円未満	37,800	37,300
第6A	133,000円以上 169,000円未満	44,800	44,200
第6B	169,000円以上 235,000円未満	51,800	51,000
第7	235,000円以上 301,000円未満	58,000	57,100
第8	301,000円以上 397,000円未満	62,000	61,100
	397,000円以上		

給食費は利用者負担額に含まれています。

#### 【ひとり親世帯等について】

上記表の（ ）内の記載は、ひとり親世帯等（母子・父子家庭や障害者（児）のいる世帯）の利用者負担額です。

市町村民税が77,101円未満のひとり親世帯等については、第2子以降は0円となります。

#### 【多子軽減について】

同一世帯の複数のお子さんがこども園、幼稚園、保育園等を利用する場合、利用者負担額の軽減措置があります。小学校3年以下の範囲において、最年長のお子さんから順に2人目は半額、3人目以降は0円となります。ただし、市町村民税57,700円未満の世帯については、多子軽減における対象の年齢制限はなく、生計が同一のきょうだいを最年長から順に第1子、第2子とかぞえ、第2子を半額、第3子以降は0円となります。